

最高裁秘書第5137号

平成30年12月20日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

10月22日付け（同月24日受付、最高裁秘書第4350号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

現行犯逮捕された司法修習生が不起訴処分となったことに関して作成し、又は取得した文書（直近の事例に関するもの）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、廃棄済みである。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

